

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)

改 正 前

第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行ふもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

「イ～ハ 略」

〔二～四 略〕

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕  
二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附屬設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ 略〕  
ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第二十七条の五第一項第一号、第一号の二、第九号及び第九号の二において単に「総合デジタル通信用設備」という。）

〔二～ト 略〕  
三 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附屬設備以外の電気通信設備（次に掲げる機能を提供する電気通信設備を除く。）  
イ 交換機能  
ロ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）

〔ハ～ト 略〕  
四 〔略〕  
〔事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備〕

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。  
〔一 略〕

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)

改 正 前

第十四条 「同上」

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

「イ～ハ 同上」

〔二～四 同上〕

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 「同上」

〔一 同上〕

二 「同上」

〔二～ト 同上〕

〔イ 同上〕

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）

〔ハ～ト 同上〕

〔新設〕

三 「同上」  
〔事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備〕

第二十七条の四 「同上」

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備を変更することなく、自

己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP.H.S用設備に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 既に他の電気通信事業者によつて事業用電気通信設備の自己確認が行われた電気通信設備を自己の用に供することを目的として使用する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備及びインターネットプロトコル用いた総合デジタル通信用設備に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

二 線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当しない他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

二 ハに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP.H.S用設備に該当しない他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

四 「略」

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

二 「同上」

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP.H.S用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 「新設」

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

一 二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備を除く。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）

「イヽツ 略」

「削る」

一 二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）

「イヽツ 同上」

「総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

「ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

「安定品質を確保するための措置に関する説明書

「ムヽヰ 新設」

「ムヽヰ 同上」

「新設」

「ムヽヰ 同上」

〔口・ホ 略〕

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二

線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、ナ及びノに掲げるものを除く。）

〔口 略〕

四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP.H.S用設備（法第四十一条第一項に規定する

電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用

設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号

に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次

に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

五 の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第

四十二条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以

外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

七 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供す

る電気通信事業の用に供する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ホ 略〕

八 メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備

における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備

におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備

における安定品質を確保するための措置に関する説明書

〔リ 略〕

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提

供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

次に掲げる書類

〔口・ホ 同上〕

三 「同上」

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、ナ及びノに掲げるものを除く。）

〔口 同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

〔リ 同上〕

八の二 「同上」

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ト 略〕

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の二 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の三 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の四 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の五 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の六 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

九の七 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP.H.S用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 略〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔口・ト 同上〕

九 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔口・ハ 同上〕

九の二 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

九の三 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

九の四 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

九の五 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

九の六 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

九の七 法四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔新設〕

に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次

に掲げる書類  
イ 第一号に掲げる書類 (同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。)

「ロジニ 略」

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類 (同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ウ及びノに掲げるものを除く。)

「ロジニ 略」

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

〔一・四 略〕

四の二 第一号から第三号までに關する業務管理体制に関する事項 (事業用電気通信設備 (第一二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する事業用電気通信設備に限る。) の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合 (クラウド・コンピューティング・サービス (インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービスをいう。) 等を通じて他人から第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能の提供を受ける場合を含む。) に限る。)

イ 委託先の電気通信設備の安定的な使用に関する措置に關すること。  
ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に關すること。

ハ 電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に關すること。

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に關すること。

〔五・六 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

イ 第一号に掲げる書類 (同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。)  
「ロジニ 同上」

十四 「同上」

第二十九条 「同上」

〔一・四 同上〕

〔新設〕

イ 第一号に掲げる書類 (同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。)  
「ロジニ 同上」

〔二 同上〕

〔新設〕

〔一・四 同上〕

〔新設〕

〔二 同上〕

〔五・六 同上〕

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている事業用電気通信設備の自己確認について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に新規則第二十七条の五第二項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

第三条 自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（新規則第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に電気通信事業法第四十四条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。